

常陸那珂港北ふ頭公共コンテナターミナル施設の整備及び管理運営事業審査基準（概要）

1 審査基準の目的

茨城県が常陸那珂港北ふ頭公共コンテナターミナル施設の整備及び管理運営事業を、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づいて実施する場合に、PFI法第8条の規定による民間事業者の選定を客観的に行うために必要な審査基準を定めるものとする。

2 審査の方法

民間事業者の選定は資格審査及び技術提案審査・事業計画審査の2段階により行うものとする。

(1) 資格審査

提出書類および資格条項は1項目でも満たさない場合は失格とする。

(2) 技術提案審査及び事業計画提案審査

各審査項目について採点し、その合計得点により最高位の得点を獲得した応募者を優先交渉権者として、2番目に高得点を獲得した応募者を次点者としてそれぞれ決定する。

3 資格審査の審査基準

資格審査申請書をもとに、目的（ターミナルの利用効率とサービス水準の向上、利用促進）に適合した事業を長期的・安定的に遂行できる能力の有無について審査を行う。

●審査基準

審査書類、審査内容及び資格条項

4 技術提案審査及び事業計画提案審査の審査基準

(1) 技術審査

企画提案書の技術提案をもとに、ターミナル施設の整備及び管理運営方法及び利用促進の方法について、その内容の優秀性を審査する。

(2) 事業計画審査

企画提案書の事業計画提案をもとに、収支計画、資金計画及びリスク分担の考え方の妥当性について審査する。

(3) 審査基準

●技術提案審査

事業形態、官民の役割分担の考え方、管理運営の方法、港湾運送の方法、施設整備委の考え方、施設整備の仕様、設定料金、利用促進の方法、公的負担の軽減

●事業計画提案審査

取扱貨物量の目標、事業内容、人員配置の計画、収支計画及び事業実施能力、資金計画、事業の実施が困難となったときの措置、企業経営審査